

小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護 重要事項説明書

社会福祉法人与謝郡福祉会

小規模多機能型居宅介護事業所 おきなぎの家

当事業所は、ご利用者に対して、(介護予防)小規模多機能型居宅介護サービスを提供します。
事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。
(指定事業者番号2692000058)

※ 当サービスの利用は、原則として

要介護認定の結果「要支援1・2」「要介護1～5」と認定された方が対象となります。

◆◆ 目 次 ◆◆	
1 事業者 2 事業所の概要 3 事業実施地域及び営業時間 4 職員の配置状況 5 当事業所が提供するサービスと利用料金 6 苦情の受付について 7 運営推進会議の設置	8 協力医療機関等 9 事故が発生した場合の対応 10 虐待防止に関する事項 11 非常災害時の対応 12 サービス利用にあたっての留意事項 13 外部評価について 14 身元引受人について 15 その他

1 事業者

- 1) 法人名 社会福祉法人与謝郡福祉会
- 2) 法人所在地 京都府与謝郡与謝野町字加悦802番地7
- 3) 電話番号 0772-44-0015
- 4) 代表者氏名 理事長 四宮功雄
- 5) 設立年月日 平成7年3月20日

2 事業所の概要

- 1) 事業所の種類 指定小規模多機能型居宅介護事業所

2) 平成22年5月1日指定 伊根町2692000058

3) 事業所の目的

住み慣れた地域で生活するために、介護保険法令に従い利用者が自宅で可能な限り暮らし続けられるような生活の支援を目的として、通いサービス、訪問サービス、宿泊サービスを柔軟に組み合わせてサービスを提供します。

4) 事業所の名称 小規模多機能型居宅介護事業所 おきなぎの家

5) 事業所の所在地 〒626-0423 京都府与謝郡伊根町字平田小字堂田151番地1

6) 電話番号 0772-32-3456

7) 管理者氏名 向井 美由紀

8) 当事業所の運営方針

利用者一人ひとりの人格を尊重し、住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、地域での暮らしを支援します。

9) 開設年月 平成22年5月

10) 登録定員 25名(通いサービス定員、宿泊サービス定員を別途設けています)

11) 居室等の概要 当事業所では、以下の居室・設備をご用意しています。

居室・設備の種類	室 数	備 考
宿 泊 室	4	10.83 m ² ×3室、14.44 m ² ×1室
居 間	3	7.71 m ² 、23.66 m ² 、10.83 m ²
食 堂	1	38.48 m ²
浴 室	1	12.00 m ²
ト イ レ	4	車椅子対応トイレ3ヶ所
事 務 所	1	7.46 m ²
消防設備		誘導灯・消火器・火災通報装置・スプリンクラー

3 事業実施地域及び営業時間

1) 通常の事業の実施地域 伊根町内

2) 営業日及び営業時間

営 業 日	日～土曜日
通いサービス	日～土曜日 8時30分～17時30分
訪問サービス	日～土曜日 24時間
宿泊サービス	日～土曜日 17時30分～8時30分

※ 受付・相談については、通いサービスの営業時間と同様です。

4 職員の配置状況

当事業所では、指定小規模多機能型居宅介護サービスを提供する職員として、指定基準を遵守しています。
指定基準及び職務の内容は以下の通りです。

1) 主な職員の配置状況と職務

職 種	配置職員	職 務 の 内 容
管理者	1人	事業内容調整
計画作成担当者	2人	サービスの調整・相談業務
介護職員	8人	日常生活の介護
看護職員	2人	健康チェック等の医務業務

2) 主な職種の勤務体制

職 種	勤 務 体 制
管理者	主な勤務時間：8:30～17:30 夜間の勤務時間: 16:00～ 9:00 その他、利用者の状況に対応した勤務時間を設定します。
計画作成担当者(介護支援専門員)	
介護職員	
看護職員	

5 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、利用者に対して以下のサービスを提供します。

1) 介護保険の給付の対象となるサービス(契約書第4条参照)

(1)①～③のサービスを具体的にそれぞれどのような頻度、内容で行うかについては、利用者と協議の上、(介護予防)小規模多機能型居宅介護計画に定めます。【5】参照】

(1) サービスの概要

① 通いサービス

事業所のサービス拠点において、食事や入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を提供します。

ア 食 事

- ・食事の提供及び食事の介助を行います。
- ・調理場で利用者が調理することができます。
- ・食事サービスの利用は任意です。

※おやつ代で別途料金(50円/回)がかかることがあります。

イ 入 浴

- ・入浴介助または清拭を行います。
- ・衣類の着脱、身体の清拭、洗身、洗髪の介助を行います。
- ・入浴サービスの利用は任意です。

ウ 排 泄

- ・利用者の状況に応じた適切な排泄の介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行います。

エ 機能訓練等

- ・利用者の状態に適した機能訓練等を行い、心身の機能低下を防止するよう努めます。

オ 健康チェック

- ・血圧測定等利用者の全身状態の把握を行います。

カ 送迎

- ・利用者の希望により、自宅と事業所間の送迎を行います。

キ 洗濯

- ・洗濯については、ご家庭で洗濯をお願いします。尚、ご家庭の事情でやむを得ない場合のみ事業所とご家族、もしくは利用者と相談して一時的に洗濯させていただきます。洗剤等については、利用者又はご家族で購入してください。
- ・宿泊時の洗濯については、宿泊費に入っています。
- ・洗濯代金

洗濯のみ 1回 300円(洗濯量は関係なし)

洗濯と乾燥機の使用 1回 500円(洗濯、乾燥量関係なし)

②訪問サービス

- ア 利用者の自宅に訪問し、食事、入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を提供します。
- イ 訪問サービス実施のための必要な備品等(水道、ガス、電気を含む)は無償で使用させていただきます。
- ウ 訪問サービスの提供にあたって、次に該当する行為はいたしません。
 - ・医療行為
 - ・利用者もしくはその家族等からの金銭または高価な物品の授受
 - ・飲酒及び利用者もしくはその家族等の同意なしに行う喫煙
 - ・利用者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動
 - ・その他契約書に反する行為、もしくは、利用者・家族等に行う迷惑行為

③宿泊サービス

事業所に宿泊していただき、食事、入浴、排泄等の日常生活上の世話等を提供します。

(2)サービス利用料金(契約書第5条関係)

①(介護予防)小規模多機能型居宅介護費

通い・訪問・宿泊(介護費用分のみ)の利用料金については、すべて含んだ一月単位の包括費用(定額)です。介護保険の適用がある場合は、原則として1割が利用者の負担額(一定以上の所得がある65歳以上の利用者は2から3割)となります。なお、介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、事業者へ直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合、ご利用者は1か月につき利用料金全額をお支払いください。利用料のお支払いと引き換えに領収証を発行します。また、還付に必要なサービス提供証明書を発行します。

自己負担額(円/月)				自己負担額(円/月)			
要介護度	負担割合1割	負担割合2割	負担割合3割	要介護度	負担割合1割	負担割合2割	負担割合3割
要支援1	3, 450	6, 900	10, 350	要介護1	10, 423	20, 846	31, 269
要支援2	6, 972	13, 944	20, 916	要介護2	15, 370	30, 740	46, 110
				要介護3	22, 359	44, 718	67, 077
				要介護4	24, 677	49, 354	74, 031
				要介護5	27, 209	54, 418	81, 627

- 月ごとの包括料金の為、利用者の体調不良や状態の変化等により(介護予防)小規模多機能型居宅介護計画に定めた日より利用が少なかった場合、または定めた期日より多かった場合であっても、日割りでの割引または増額はありません。ただし、月途中から登録した場合または月途中で登録を終了した場合には、登録した期間に応じて日割りした料金を支払っていただきます。なお、この場合の登録日及び登録終了日とは、以下の日を指します。

ア 登録日

利用者が当事業所と利用契約を結んだ日ではなく、通い、訪問、宿泊のいずれかのサービスに実際に利用開始した日

イ 登録終了日

利用者と当事業所の利用契約を終了した日

- 利用者に提供する食事、宿泊に係る費用は別途いただきます。〔P9 2〕(1)及び(2)参照〕

- 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用者の負担額を変更します。

- 社会福祉法人による介護保険利用者負担軽減制度等、所得等に応じて利用者負担を軽減する制度があります。詳しくは、担当者にお問い合わせ下さい。

②短期利用居宅介護費

小規模多機能型居宅介護を利用されていない方で、緊急時に利用することが認められた場合、原則7日以内のご利用ができます。この場合、利用料は1日単位となります(居宅介護支援事業所による居宅サービス計画書の作成が必要です)。

自己負担額(円/日)				自己負担額(円/日)			
要介護度	負担割合1割	負担割合2割	負担割合3割	要介護度	負担割合1割	負担割合2割	負担割合3割
要支援1	424	848	1,272	要介護1	572	1,144	1,716
要支援2	531	1,062	1,593	要介護2	640	1,280	1,920
				要介護3	709	1,418	2,127
				要介護4	777	1,554	2,331
				要介護5	843	1,686	2,529

③初期加算

小規模多機能型居宅介護事業所に登録した日から起算して30日以内の期間に加算します。30日を超える入院をされた後に再び利用を開始された場合も同様です。ただし、要支援1の方については、加算により介護保険限度額を超えることが発生する場合があります。超過した部分については自己負担額が10割となります。

加算対象サービス	自己負担額(円/日)		
初期加算(30日まで)	負担割合1割	負担割合2割	負担割合3割
	30	60	90

④認知症加算

以下の状態にある利用者にサービスを提供した場合に加算します。

- ア. 認知症加算(Ⅰ)～(Ⅲ):日常生活に支障を来すおそれのある症状・行動が認められることから、介護を必要とする認知症の利用者(認知症日常生活自立度Ⅲ以上)
- イ. 認知症加算(Ⅱ):要介護2に該当し、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さがみられ、周囲の者による注意を必要とする認知症の利用者(認知症日常生活自立度Ⅱ)

	自己負担額(円/月)			
加算対象サービス	負担割合1割	負担割合2割	負担割合3割	
認知症加算(Ⅰ)	920	1,840	2,760	
認知症加算(Ⅱ)	890	1,780	2,670	適用
認知症加算(Ⅲ)	760	1,520	2,280	
認知症加算(Ⅳ)	460	920	1,380	適用

⑤認知症行動・心理症状緊急対応加算(認知症加算とは別となります。)

医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に短期利用居宅介護を利用することが適当であると判断した者に対し、サービスを行った場合。利用を開始した日から起算して7日間を限度として算定する場合があります。200単位/日(負担割合1割の額)。

⑥若年性認知症利用者受入加算

若年性認知症利用者を受け入れした場合、一定の条件のもと加算される場合があります。
65歳の誕生日の前々日まで加算されます。

	自己負担額(円/月)		
加算対象サービス	負担割合1割	負担割合2割	負担割合3割
若年性認知症利用者受入加算	800	1,600	2,400

⑦訪問体制強化加算(要支援1、要支援2の方は加算無し)

利用者が自宅での生活継続するためのサービス提供体制を強化した場合、一定の条件のもと加算される場合があります。

	自己負担額(円/月)		
加算対象サービス	負担割合1割	負担割合2割	負担割合3割
訪問体制強化加算	1,000	2,000	3,000

⑧総合マネジメント体制強化加算

利用者やご家族の状況に応じ、多職種で随時相談しながら居宅介護計画を作成し、利用者の状態に応じて地域住民との交流を図れるようサービス提供をした場合加算されます。

	自己負担額(円/月)			
加算対象サービス	負担割合1割	負担割合2割	負担割合3割	
総合マネジメント体制強化加算(Ⅰ)	1,200	2,400	3,600	適用
総合マネジメント体制強化加算(Ⅱ)	800	1,600	2,400	

⑨看護職員配置加算(要支援1、要支援2の方は加算無し)

看護職員の配置状況により加算されます。

	自己負担額(円/月)			
加算対象サービス	負担割合1割	負担割合2割	負担割合3割	
看護職員配置加算Ⅰ	900	1,800	2,700	
看護職員配置加算Ⅱ	700	1,400	2,100	適用
看護職員配置加算Ⅲ	480	960	1,440	

⑩サービス提供体制強化加算

職員の研修等を実施しており、かつ介護福祉士が一定以上配置されている場合に加算します。職員の配置状況により加算は変わります。

	自己負担額(円/月)			
加算対象サービス	負担割合1割	負担割合2割	負担割合3割	
サービス提供体制強化加算Ⅰ	750	1,500	2,250	適用
サービス提供体制強化加算Ⅱ	640	1,280	1,940	
サービス提供体制強化加算Ⅲ	360	720	1,080	

◆サービス提供体制強化加算Ⅰ(新設、新たな最上位区分) 750 単位/月 アイのいずれかに該当

ア 介護福祉士70%以上

イ 勤続10年以上の介護福祉士25%以上

◆サービス提供体制強化加算Ⅱ 640 単位/月

介護福祉士50%以上

◆サービス提供体制強化加算Ⅲ 350 単位/月 アイウのいずれかに該当

ア 介護福祉士40%以上

イ 常勤職員60%以上

ウ 勤続7年以上の職員が30%以上

※該当する場合、サービス提供体制強化加算Ⅰ～Ⅲのいずれかが対象となります

⑪介護職員等処遇改善加算

厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員の処遇改善を実施している場合加算されます。

加算対象サービス	自己負担額(円/月)
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)口	所定単位数に18.6%を乗じた単位数で算定

⑫生活機能向上連携加算

訪問介護等における同加算と同様に、ICTの活用等により、外部のリハビリテーション専門職等が当該サービス事業所を訪問せずに、利用者の状態を適切に把握し助言した場合について評価する区分を新たに設けられます。

・生活機能向上連携加算(Ⅰ) 100単位/月 ※3月に1回を限度

・生活機能向上連携加算(Ⅱ) 200単位/月(現行と同じ)

(Ⅰ)と(Ⅱ)の併算定は不可 ※対象となった場合算定となります。

⑬口腔・栄養スクリーニング加算

介護職員等が実施可能な口腔スクリーニングを評価する加算。その際、栄養スクリーニング加算による取組・評価と一体的に行う。

・口腔・栄養スクリーニング加算 20単位/回 (負担割合1割の額)

・介護サービス事業所の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態、栄養状態について確認を行い、当該情報を利用者を担当する介護支援専門員に提供している場合に算定

※対象となった場合算定となります。

⑭中山間地域等における小規模事業所加算

豪雪地帯及び特別豪雪地帯、辺地、半島振興対策実施地域、特定農山村、過疎地域として、離島や中山間地域等の要介護者に対する介護サービスの提供を促進する観点から加算されます。

京都府は丹後地域が「半島振興対策実施地域」として、伊根町も対象となります。

他のサービスと同様、これらの加算については、区分支給限度基準額の算定に含まれません。

・所定単位数に10/100を乗じた単位数

⑮科学的介護推進体制加算 40単位/月

以下の要件により算定されます。

(1)利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出していること。

(2)必要に応じて計画を見直すなど、サービス提供にあたって、(1)に規定する情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用している

※ 介護サービス費及び各種加算は、介護保険法の改正又は職員の体制等により変更となる場合があります。その場合は通知します。

2)介護保険の給付対象とならないサービス(契約書第5条参照)

以下に掲げるサービスは、利用料金の全額が利用者の負担となります。

(1) 食事

料金: 朝食285円 昼食680円 夕食680円 ※おやつ代で別途料金がかかることがあります。

(2) 宿泊

料金: 1泊2,000円

(3) おむつ代

実 費

(4) レクリエーション等

利用者の希望によりレクリエーション等に参加していただくことができます。材料代等の実費です。

(5) その他

上記の他、日常生活上通常必要なものであって、利用者に負担していただくことが適当と認められるものについては、実費等を負担していただくことがあります。

※ 経済状況の著しい変化、その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について説明します。

3)利用料金のお支払い方法(契約書第5条参照)

お支払い方法は、口座振替を原則とさせていただきます(振込手数料は施設が負担します)。所定の口座振替依頼書に記入の上、担当者にお渡し下さい。口座振替を希望されない方につきましては、銀行振込により指定の口座にお支払下さい。毎月15日頃に前月分の請求書をお渡ししますので、受領後10日以内にお願い致します。

4)利用の中止、変更、追加(契約書第6条参照)

小規模多機能型居宅介護サービスは、小規模多機能型居宅介護計画に定められた内容を基本としつつ、利用者の日々の様態、希望等を勘案し、適時適切に通いサービス、訪問サービスまたは宿泊サービスを組み合わせることで介護を提供するものです。

利用予定日の前に、利用者の都合により、小規模多機能型居宅介護サービスの利用を中止または変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には原則としてサービスの実施日の前日までに事業者に出してください。

5) (介護予防)小規模多機能型居宅介護計画について

(介護予防)小規模多機能型居宅介護サービスは、利用者一人ひとりの人格を尊重し、住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、地域での暮らしを支援するものです。事業者は、利用者の状況に合わせて適切にサービスを提供するために、利用者と協議の上で、小規模多機能型居宅介護計画を定め、またその実施状況を評価します。計画の内容及び評価結果等は書面に記載して利用者に説明の上交付します。

6 苦情の受付について(契約書第20条参照)

当事業所における苦情や相談は、以下の窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口

【法人窓口】 社会福祉法人与謝郡福祉会 0772-44-0015

【事業所窓口】おきなぎの家 管理者 0772-32-3456

【苦情解決責任者】施設長 嶋崎 福寿 0772-32-1280(特別養護老人ホーム長寿苑)

○苦情の仕組み

利用者の苦情に対する仕組みは次の4段階とする。

第1段階: サービス現場の担当者が苦情を受け付け、解決が容易な場合は直ちに対応する。苦情の内容と対応結果を通常の業務記録に記載し、解決が困難な苦情については苦情受付担当者に速やかに伝達する。

第2段階: 苦情受付担当者が利用者から直接に苦情を受け付け、または現場担当者から第1段階で未解決の苦情に関する伝達を受けて、解決に向けて利用者及び担当部署と協議する。

第3段階: 第三者委員が利用者から直接に苦情を受け付け、または苦情受付担当者からの報告を受けて、解決に向けて利用者及び担当部署と協議する。

第4段階: 苦情解決責任者が苦情受付担当者または第三者委員からの報告を受けて、解決に向けて利用者及び担当部署と協議する。解決が不可能な場合等は、施設外の苦情申し立て機関に関する情報を適切に利用者に提供する。

○苦情解決のための第三者委員

与謝郡福祉会第三者委員	須川清広	電話番号:0772-33-0748
	櫻尾夏男	電話番号:0772-33-0219

○行政機関その他苦情受付機関

伊根町役場保健福祉課	所在地:〒626-0493 京都府与謝郡伊根町日出 651 電話番号:0772-32-0504・FAX:0772-32-1009 受付時間:8:30～17:15
国民健康保険団体連合会 介護保険課 介護相談係	所在地:〒600-8411 京都市下京区烏丸四条下ル水銀屋町 620 COCON 烏丸内 電話番号:075-354-9090・FAX075-354-9055 受付時間:9:00～17:00(土・日・祝日は除く)
京都府社会福祉サービス 運営適正化委員会	所在地:〒604-0874 京都市中京区竹屋町通烏丸東入ル清水町 375 府立総合社会福祉会館5F 電話番号:075-252-2152・FAX075-212-2450 受付時間:9:00～17:00

7 運営推進会議の設置

当事業所では、(介護予防)小規模多機能型居宅介護の提供にあたり、サービスの提供状況について定期的に報告するとともに、その内容等についての評価、要望、助言を受けるため、下記のとおり運営推進会議を設置しています。

＜運営推進会議＞

構 成： 利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、町職員、小規模多機能型居宅介護について知見を有する者等

開 催： 隔月で開催

会議録： 運営推進会議の内容、評価、要望、助言等について記録を作成

8 協力医療機関等

当事業所では、各利用者の主治医との連携を基本としつつ、病状の急変等に備えて以下の医療機関を協力医療機関として連携体制を整備しています。

＜協力医療機関＞

名 称： 伊根町国民健康保険伊根診療所

所在地： 伊根町字日出646 電 話：0772-32-0007

9 事故が発生した場合の対応

当事業所のサービス提供中に事故が発生した場合は、当法人の各対応マニュアルにより利用者の生命、身体の安全を最優先に対応し、必要な措置を講じるとともに、京都府、伊根町、主治医、救急隊、家族、協力医療機関等へ連絡を行うものとします。

事業者の責任により、利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、その損害の発生については、利用者の故意又は過失が認められる場合にはこの限りではありません。

10 虐待防止に関する事項

施設は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため、次の措置を講じるものとします。

- ① 虐待を防止するための職員に対する研修の実施
- ② 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- ③ その他虐待防止のために必要な措置

施設はサービス提供中に、当該施設職員又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村並びに都道府県に通報するものとします。

- ④ 虐待防止責任者は理事長とし、担当者は施設長とする。

11 非常災害時の対応

非常災害時には、別途定める防災計画に則って対応します。また、避難訓練を年2回以上実施し、利用者も参加して行います。

12 サービス利用にあたっての留意事項

・サービス利用の際には、介護保険被保険者証を提示してください。

- ・事業所内の設備や器具は本来の用法に従って利用してください。これに反した利用により破損等が生じた場合、弁償していただく場合があります。
- ・他の利用者の迷惑になる行為は遠慮してください。
- ・所持金品は、自己の責任で管理してください。
- ・事業所内での他の利用者に対する宗教活動及び政治活動は遠慮してください。

13 外部評価について

小規模多機能型居宅介護事業所については、毎年外部評価を実施しています。

14 身元引受人について(契約書第23条参照)

- (1) 利用者は、身元引受人を定めるものとします。ただし、利用者に身元引受人を定めることができない相当の理由がある場合は、この限りではありません。
- (2) 身元引受人は、本契約に基づく利用者の一切の義務について、利用者と連携して履行の責任を負うものとします。
- (3) 前項のほか、身元引受人は、次の各号の責任を負うものとします。
 - ① 利用者が医療機関に入院する場合入院手続きが円滑に進行するように協力すること。
 - ② 利用者が死亡した場合、遺体及び遺留金品の引き受けその他必要な措置をとること。
 - ③ 身元引受人の住所、氏名に変更のあったとき、または身元引受人が死亡したとき、成年後見補助の審判を受けたことによって変更するときは、その旨を直ちに事業者へ通知すること。
 - ④ 利用者の行為等により発生した損害については、上限60万円として賠償すること。

15 その他

法人の実施する事業所

長寿苑	特別養護老人ホーム長寿苑、軽費老人ホームケアハウス福寿荘、長寿苑短期生活介護事業所 伊根デイサービスセンター、伊根在宅介護支援センター、おきなぎの家(小規模多機能施設)
虹ヶ丘	特別養護老人ホーム虹ヶ丘、軽費老人ホームケアハウス虹ヶ丘、ショートステイ虹ヶ丘、 虹ヶ丘デイサービスセンター、支援センターかなで、ふれあいホーム神宮寺(小規模多機能施設)
岩滝 あじさい苑	特別養護老人ホーム岩滝あじさい苑、ケアハウス岩滝あじさい苑、 ショートステイ岩滝あじさい苑、デイサービスセンター岩滝あじさい苑、 岩滝あじさい苑ひより(認知症通所介護・日常生活支援総合事業)
やすら苑	特別養護老人ホームやすら苑

指定小規模多機能型居宅介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。説明を行ったことを明らかにするために、この重要事項説明書を2通作成し、利用者と事業者がそれぞれ署名押印の上、1通ずつ所持します。

事業者

所在地 京都府与謝郡伊根町字平田小字堂田151番地1
名 称 小規模多機能型居宅介護事業所 おきなぎの家
説明者

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護サービスの提供開始及び利用料金(その他の利用料金を含む)の支払いに同意します。

利用者

住 所 京都府与謝郡伊根町字
氏 名

署名代行者 ※利用者記載の部分を代行する場合

私は本人に代わり上記署名を行いました。私は本人の契約意思を確認しました。

住 所
氏 名
署名代行の理由()

身元引受人①

住 所
氏 名

身元引受人②

住 所
氏 名

※ この重要事項説明書は、厚生労働省令第34号(平成18年3月14日)第88条により準用する第9条の規定に基づき、利用申込者またはその家族への重要事項説明のために作成したものです。

同 意 書

貴事業所がサービスを提供する上で知りえた私及び私の家族に関する情報を、介護サービスを円滑に実施するために行うサービス調整やサービス担当者会議等において、契約の有効期間中用いることに同意します。

令和 年 月 日

(利 用 者)

住 所 京都府与謝郡伊根町字

氏 名

(署名代行者)

住 所

氏 名

(身元引受人①)

住 所

氏 名

(身元引受人②)

住 所

氏 名